

理事、監事、本部・委員会委員等の出張、出役旅費に関する規程

(2022年7月9日施行)

第1条 (旅費等の不支給原則)

公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会という）の理事、監事、本部委員、委員会委員等（正会員、普通会員を含み、協会および日本オリンピック委員会が雇用する役職員、コーチ等を除く）については、本規程第2条の場合を除き、協会の業務に関係して出張、出役する場合、本規程によるその旅費（交通費、宿泊費）及び日当は原則として支給しない。

第2条 (出張旅費等支給のケース)

協会の理事、監事、本部委員、委員会委員等（正会員、普通会員を含む。以下同じ。）が、専務理事が認める協会の要請に基づき事務局業務を代行するための出張、および協会が国内で主催する競技大会等への協会の要請に基づく出役をする場合で、その費用について協会本部以外からの支出がなされない際には、以下の通り旅費（交通費、宿泊費）及び日当を支給することができる。

第3条 (宿泊費支給基準)

前第2条の支給するケースで、国内出張および競技会等への出役に際して、特別な事情により宿泊せざるを得ない場合の宿泊費については実費を支給する。ただし、宿泊費は1泊12,000円を上限とする。

第4条 (日当)

前第2条の支給対象者に対しては、宿泊の有無にかかわらず移動のみで出役用務の無い日をのぞき1日あたり4時間以上の出役に対し3,000円の日当を支給する。ただし、食事の支給がなされない場合にはさらに1,000円を加え4,000円の日当を支給する。

第5条 (交通費)

前第2条の支給対象者への交通費は、原則として会員登録されている自宅の最寄り駅より競技会会場もしくは出役先業務地の最寄り駅までの鉄道の現金普通運賃の往復分、さらに鉄道利用距離が片道60km以上の場合には自由席の特急料金を、同100km以上の場合には新幹線での自由席特急料金を往復分加算して支給する。

第6条 (自家用車タクシー等の利用者に対する支給)

第2条の支給対象者の内、出役に際して自家用車、バス、タクシーを利用した者に対しては、上記第5条の計算による支給額のみを支給する。

第7条（大会運営上自家用車が必要な場合の交通費支給）

第2条の支給対象者の内、早朝、深夜までの勤務や、大会用に必要な機器等の運搬などのため、自家用車、バス、タクシーを利用せざるをえない場合については、別途専務理事決裁により、第7条による鉄道料金に代えて、高速道路料金実費および15円/走行距離kmを基準とするガソリン代補助額を支給することができる。

第8条（航空券代支給）

第2条の支給対象者の内、本人自宅より出役勤務場所までの移動距離が概ね600kmを越え、航空機による移動が適当であると専務理事が認める場合で、実際に航空機を利用した場合は、本人からの領収証の提出により、航空券代実費を交通費として支給することができる。

第9条（交通費等簡易計算支払いの特例）

会長の定める大会については上記の基準、宿泊の有無にかかわらず1日あたり4時間以上の出役に対し3,000円の日当を交通費も含めた額として支給する。ただし、食事の支給ができない場合にはさらに1,000円を加え4,000円の日当を支給する。

第10条（海外派遣事業出役の旅費等支給基準）

協会の理事、監事、本部委員、委員会委員等が、専務理事が認める協会の要請に基づき、国際会議セミナー等への参加、国際大会視察、海外大会代表チーム役員あるいは海外合宿役員としての出役をする場合、第3条および第4条の基準に準じて1日あたり4,000円の雑費及び、宿泊費実費、交通費実費を支給することができる。

2. ただし、当該出役日に選手強化関係会計から滞在経費として食事代相当額が支給される場合は食事代相当額を日当額から控除のうえ支給する。

第11条（本規程の改廃）

本規程は、理事会において改廃をおこなうものとする。

附則

本規程は平成27年11月21日に改訂し同日施行する。

本規程は平成30年7月21日に改訂し同日施行する。

本規程の改訂施行に伴い大会出役員日当等支給規程は平成30年7月21日より廃止とする。

本規程は2022年7月9日に改定し同日施行する。